

不利益処分の内容	都市計画事業の受益者への費用負担命令		
根拠法令及び条項	都市計画法第 75 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
<p>本市において、法第 75 条第 1 項の規定に基づき徴収している受益者負担金は、現時点では、下水道事業についてのみである。</p> <p>下水道事業受益者負担金の徴収については、鳥取都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び鳥取都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則による。</p>			

不利益処分の内容	許可等の取消し、監督処分等		
根拠法令及び条項	都市計画法第 81 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 10 年 4 月 1 日		
処 分 基 準			
<p>法第 81 条第 1 項各号に該当することとなった事項を個々具体的に、都市計画制度の趣旨、目的等を勘案し、総合的に判断して行う。</p>			

都市 1 - 3

不利益処分の内容	土地の引渡し等に要した費用の徴収		
根拠法令及び条項	都市再開発法第 99 条第 1 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>土地若しくは物件の引渡し又は移転に要した費用の徴収については、法第 98 条第 1 項の規定による土地若しくは物件の引渡し又は物件を移転した場合に行うことができることとされている。</p> <p>ここで、市長が、義務者に代わって土地又は物件の引き渡しをするのは法第 98 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定された理由による場合に限ることとし、法第 98 条第 1 項第 1 号「移転すべき者がその責めに帰することができない理由」とは義務履行の意思が明確であるのに義務履行ができない状況である場合に限ることとする。</p>			

都市 1 - 4

不利益処分の内容	土地の引渡し等に要した費用の納付		
根拠法令及び条項	都市再開発法第 99 条第 3 項		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 4 月 1 日		
<p>処 分 基 準</p> <p>市長は義務者に代わって土地又は物件の引き渡しを行った場合、法第 97 条第 1 項に規定する損失補償を施行者から義務者に代わって受け、徴収すべき費用に充てることができるが、それができないとき又はそれが適当でないときは、あらかじめ納付すべき金額、納付の期限及び場所を通知して費用の納付をさせることとする。</p>			

不利益処分の内容	土地の引渡し等に要した費用の徴収		
根拠法令及び条項	都市再開発法第 99 条の 8 第 5 項（第 99 条第 1 項準用）		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	<p>法 99 条第 1 項の「土地の引渡し等に要した費用の徴収」の処分基準を準用する。</p>		

不利益処分の内容	土地の引渡し等に要した費用の納付		
根拠法令及び条項	都市再開発法第 99 条の 8 第 5 項（第 99 条第 3 項準用）		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	<p>法 99 条第 3 項の「土地の引渡し等に要した費用の納付」の処分基準を準用する。</p>		

都市 1 - 7

不利益処分の内容	土地の引渡し等に要した費用の徴収		
根拠法令及び条項	都市再開発法第 118 条の 28 第 2 項（第 99 条の 8 第 5 項準用）		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	<p>法 99 条第 1 項の「土地の引渡し等に要した費用の徴収」の処分基準を準用する。</p>		

都市 1 - 8

不利益処分の内容	土地の引渡し等に要した費用の納付		
根拠法令及び条項	都市再開発法第 118 条の 28 第 2 項（第 99 条の 8 第 5 項準用）		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準	<p>法 99 条第 3 項の「土地の引渡し等に要した費用の納付」の処分基準を準用する。</p>		

不利益処分の内容	路外駐車場の供用停止命令等		
根拠法令及び条項	駐車場法第 19 条		
担 当 課	都市企画課	処分権者	市 長
設 定 日	平成 6 年 10 月 1 日		
処 分 基 準			
1 是正命令			
(1) 路外駐車場の構造及び設備が法施行令第 6 条から第 15 条までに定める技術的基準に適合しない場合			
(2) 路外駐車場の業務の運営が法又は法に基づく命令に違反していると認められる場合			
2 供用停止命令			
1 の是正命令を発した場合において、路外駐車場の構造及び設備が当路外駐車場の利用上著しく危険であると認められるときは、是正のための措置がとられるまでの間、供用の停止を命ずることとする。			